

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市情報公開条例（令和元年条例第23号。以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）の取り消しを求める。

公文書公開請求日：令和5年4月13日

請求内容：地域づくり組織条例の運用に関わる書類の内、公文書公開請求の対応に係る業務相談の記録（地縁団体の認可について違法かの記載があるもの）

実施機関の処分：令和5年8月21日付け名地経第307号（公文書部分公開決定）

処分内容：該当する公文書として「業務記録（令和5年4月14日）」を部分公開。

職員個人の印鑑の印影、地縁法人の認可年度、住民数及び実行委員数の記載部分を非公開とした。

3 審査請求人の主張要旨

非公開とされた部分の内、住民数や実行委員数は地方自治に関わる重要な事柄であり、公にすることによって法人の権利や利益を害することもないため、公開することを求める。

4 実施機関の主張要旨

本件文書には、特定の認可地縁団体の違法性について指摘する記載があり、当該団体を容易に特定し得る情報である認可年度や住民数、実行委員数を公開すれば、当該団体が構成員の信用を失い、団体の正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号に規定する法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するため、本件決定に取り消されるべき違法な点はない

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に

対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生ぜしめたりして、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

## (2) 本件決定について

本件決定につき、当審査会が実施機関への聴取により事実確認を行ったところ、下記の説明を受けた。

### 記

ア 認可地縁団体は、市内に3団体ある。

イ 上記3団体の内、実行委員体制を取っているのは2団体である。

ウ 認可を受けると、その旨を告示されるため、認可年度や住民規模等を公開すれば、当該団体を特定することは可能である。

以上

本件文書には、特定の認可地縁団体の違法性について指摘する記載があるとのことから、実施機関の主張するとおり、これを公開すれば当該団体の利益を害するおそれがあるため、当該団体を特定できる部分を公開しなかったことは妥当である。

上記の実施機関の説明によると、市内の認可地縁団体は3団体と極少であり、わずかな情報でも他の情報との組み合わせにより当該団体を特定し得ると認められることから、実施機関が当該団体の認可年度、住民数及び実行委員数を、当該団体を特定できる情報として公開しなかったことは妥当である。

## (3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

## 6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年11月8日	諮問
令和6年1月19日	令和5年度第2回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査

令和6年 2月 2日	答申
------------	----

7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	辻 陽	近畿大学法学部 教授
委 員	中野 栄蔵	名張市シルバー人材センター 理事長
委 員	高嶋 雅子	人権擁護委員
委 員	田中 友康	楠井法律事務所 弁護士